

標準報酬月額の特例保険者算定に関するQ&A

1. 要件

Q 1 「報酬が一時的に変動した」とはどのような場合を指すのか。

A 令和4年4月～6月までの期間中に支払われた残業手当等が、令和4年福島県沖地震の影響により他の期間と比較して著しく増加したため、令和4年4月～6月までの報酬月額の平均と、令和3年7月～令和4年6月までの報酬月額の平均との間に、標準報酬月額等級区分で2等級以上の差が生じたものの、令和4年8月までに支払われた報酬が減少し、従前の支払額の水準に戻った場合を指す。

Q 2 4月に定期昇給を行い、それにより7月に随時改定の要件を満たす従業員がいるが、その従業員についても1年間の報酬月額の平均による保険者算定を行えるのか。

A 令和4年4月から6月までの期間に、定期昇給等により固定的賃金変動が起こり、従前の標準報酬月額等級と比較して2等級以上の差が生じた結果、当年7月から9月までのいずれかの月を改定月とする随時改定が行われる場合は、随時改定が定時決定に優先することから、特例保険者算定を行うことはできない。

Q 3 特例保険者算定を行うことができる業種や職種などに制限はあるか。

A 業種や職種、事業所の所在地を問わず、令和4年福島県沖地震の復興業務等に従事したため、報酬が一時的に変動した場合は全て対象となる。

Q 4 報酬の変動が令和4年福島県沖地震によることを判断する基準はあるか。

A 令和4年福島県沖地震の影響による変動か否かは、事業主から提出された申立書に基づき判断する。

Q 5 報酬の支払額が従前の水準に戻った場合とはどのような場合を指すか。

A 残業手当等の減少により支払が戻った月の報酬月額と、年間平均の報酬月額との差が、標準報酬月額等級区分で1等級以内にとどまった場合を指す。

なお、支払が戻った後の報酬月額が年間平均の報酬月額よりも減少した場合も、従前に戻った場合を含めて取り扱う。

2. 手続

Q 6 申立書や同意書の様式は何を用いれば良いか。

A 申立書に関しては本事務連絡の別添様式例（記載例）1を、同意書に関しては別添様式例2を、それぞれ使用されたい。

なお、申立書には、業務内容及び令和4年4月～6月にかけて報酬が増加した理由を記載すること。

Q 7 今回の特例保険者算定を行うために、被保険者報酬月額算定基礎届の備考欄にはどのように記載すればよいか。

A 算定基礎届の備考欄に「特例保険者算定」と記載し、年金事務所に提出する。

Q 8 報酬が一時的に変動したことをどのように確認し、対応すれば良いか。

A 賃金台帳の写しを確認したうえで、以下のように対応されたい。

① 7月1日の時点で、既に報酬が従前の水準まで減少したことが確認できる場合

- (例) ・ 報酬が4月に増加し、5月に減少した場合
・ 報酬が5月に増加し、6月に減少した場合
・ 報酬が4月に増加し、6月に減少した場合

② 7月1日の時点で、依然として報酬が増加したままの場合

- (例) ・ 報酬が4月に増加し、7月に減少した場合
・ 報酬が5月に増加し、8月に減少した場合
・ 報酬が6月に増加し、8月に減少した場合

③・②のいずれの場合においても、事業主からの申立書と賃金台帳の写しにより、報酬が8月までに従前の水準に減少したことが確認できた場合は、提出された算定基礎届に基づき、特例保険者算定による定時決定を行う。また、既に定時決定を行ってあればそれを取り消したうえで、再提出された算定基礎届に基づき、特例保険者算定による定時決定を行う。

Q 9 特例保険者算定の取扱いに関する事項のうち、今回のQ&Aで示されていない事項は、何に基づき取り扱えばよいか。

A 「健康保険法及び厚生年金保険法における標準報酬月額の定時決定及び随時改定の取扱いについて」の一部改正に伴う事務処理について」に関するQ&Aについて（平成30年3月1日付け事務連絡）に準じて取り扱われたい。